

5 G サービス契約の一般改訂

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 一般契約</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第10条 5Gの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2 一般契約者は、一般契約締結の際に、携帯電話番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第11条～第15条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第16条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属5Gサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2 前項の場合において、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。</p> <p>4 (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第3章の2 5Ghomeでんわ契約</p> <p>第23条の2～第23条の9 (略)</p> <p>(5Ghomeでんわ契約者が行う5Ghomeでんわ契約の解除)</p> <p>第23条の10 5Ghomeでんわ契約者は、5Ghomeでんわ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属5Gサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 一般契約</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第10条 5Gの契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、一般契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2 一般契約者は、一般契約締結の際に、携帯電話・PHS番号ポータビリティ（電気通信番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第11条～第15条 (略)</p> <p>(一般契約者が行う一般契約の解除)</p> <p>第16条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属5Gサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p> <p>2 前項の場合において、携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。</p> <p>4 (略)</p> <p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>第17条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">第3章の2 5Ghomeでんわ契約</p> <p>第23条の2～第23条の9 (略)</p> <p>(5Ghomeでんわ契約者が行う5Ghomeでんわ契約の解除)</p> <p>第23条の10 5Ghomeでんわ契約者は、5Ghomeでんわ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属5Gサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。</p>

2 前項の場合において、携帯電話番号ポータビリティ又は番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により携帯電話番号ポータビリティの申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して 15 日を経過したときは、その番号を無効とします。

4～5 (略)

(注 1)～(注 3) (略)

第 23 条の 11 (略)

第 3 章の 3 5 G 特定接続契約

第 23 条の 12～第 23 条の 14 (略)

(契約者識別番号)

第 23 条の 15 5 G 特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、5 G 特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 5 G 特定接続契約者（特定接続事業者から第 38 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。）は、5 G 特定接続契約締結の際に、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

3～5 (略)

第 23 条の 16～第 23 条の 17 (略)

(5 G 特定接続契約者が行う 5 G 特定接続契約の解除)

第 23 条の 18 5 G 特定接続契約者は、5 G 特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 5 G サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、5 G 特定接続契約者（特定接続事業者から第 38 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。）は、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して 15 日を経過したときは、その番号を無効とします。

(注) (略)

第 23 条の 19 (略)

第 4 章～第 11 章 (略)

第 12 章 雑則

第 64 条～第 76 条 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

第 77 条 5 G 契約者等は、第 16 条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第 17 条（当社が行う一般契約の解除）、第 23 条の 10（5 G home でんわ契約者が行う 5 G home でんわ契約の解除）又は第 23 条の 11（その他の提供条件）の規

2 前項の場合において、携帯電話・P H S 番号ポータビリティ又は番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により携帯電話・P H S 番号ポータビリティの申出があったときは、携帯電話・P H S 番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して 15 日を経過したときは、その番号を無効とします。

4～5 (略)

(注 1)～(注 3) (略)

第 23 条の 11 (略)

第 3 章の 3 5 G 特定接続契約

第 23 条の 12～第 23 条の 14 (略)

(契約者識別番号)

第 23 条の 15 5 G 特定接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、5 G 特定接続契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 5 G 特定接続契約者（特定接続事業者から第 38 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けることを当社が確認した者に限ります。）は、5 G 特定接続契約締結の際に、携帯電話・P H S 番号ポータビリティを希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。

3～5 (略)

第 23 条の 16～第 23 条の 17 (略)

(5 G 特定接続契約者が行う 5 G 特定接続契約の解除)

第 23 条の 18 5 G 特定接続契約者は、5 G 特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 5 G サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、5 G 特定接続契約者（特定接続事業者から第 38 条（通信の種類）に規定する通話モードに相当する通信を行うことができる電気通信サービスの提供を受けていることを当社が確認した者に限ります。）は、携帯電話・P H S 番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により申出があったときは、携帯電話・P H S 番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して 15 日を経過したときは、その番号を無効とします。

(注) (略)

第 23 条の 19 (略)

第 4 章～第 11 章 (略)

第 12 章 雑則

第 64 条～第 76 条 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

第 77 条 5 G 契約者等は、第 16 条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第 17 条（当社が行う一般契約の解除）、第 23 条の 10（5 G home でんわ契約者が行う 5 G home でんわ契約の解除）又は第 23 条の 11（その他の提供条件）の規

定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき（第 57 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が 5 G サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及び BWA 事業者（BWA アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（5 G 契約者等を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、5 G 契約者等は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号及び生年月日等の情報（5 G 契約者等を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

(1)～(2) (略)

3 前 2 項の規定によるほか、5 G 契約者等は、携帯電話番号ポータビリティ又は番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号及び生年月日等の情報（その携帯電話番号ポータビリティ又は番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

4 (略)

(注) (略)

第 78 条～第 84 条 (略)

第 13 章 (略)

料金表 (略)

別表 1～別表 5 (略)

別表 6 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 (略)	(略)
2～3 (略)	(略)

(注) (略)

別表 7 相互接続通信の料金の取扱い

1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1) (2)以外のもの

接続形態	料金の取扱い等
1～4 (略)	(略)

定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき（第 57 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が 5 G サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、PHS 事業者及び BWA 事業者（BWA アクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（5 G 契約者等を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、5 G 契約者等は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及び PHS 事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号及び生年月日等の情報（5 G 契約者等を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

(1)～(2) (略)

3 前 2 項の規定によるほか、5 G 契約者等は、携帯電話・PHS 番号ポータビリティ又は番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号及び生年月日等の情報（その携帯電話・PHS 番号ポータビリティ又は番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

4 (略)

(注) (略)

第 78 条～第 84 条 (略)

第 13 章 (略)

料金表 (略)

別表 1～別表 5 (略)

別表 6 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 (略)	(略)
2 PHS 事業者	電気通信番号規則（令和元年総務省令第 4 号）に規定する電気通信番号を用いて PHS サービスを提供する協定事業者
3～4 (略)	(略)

(注) (略)

別表 7 相互接続通信の料金の取扱い

1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1) (2)以外のもの

接続形態	料金の取扱い等
1～4 (略)	(略)

	5	<u>発信側の電気通信設備</u> : 当社の契約者回線 <u>着信側の電気通信設備</u> : P H S 事業者に係る電気通信設備	<u>料金設定事業者</u> : 当社 <u>料金を請求する事業者</u> : 当社 <u>料金の支払いを要する者</u> : その通信の発信に係る契約者回線の契約者 <u>料金に関するその他の取扱い</u> : この約款に定めるところによります。
	6	<u>発信側の電気通信設備</u> : P H S 事業者に係る電気通信設備 <u>着信側の電気通信設備</u> : 当社の契約者回線	<u>料金設定事業者</u> : P H S 事業者 <u>料金を請求する事業者</u> : P H S 事業者 <u>料金の支払いを要する者</u> : その P H S 事業者の契約約款に規定する者 <u>料金に関するその他の取扱い</u> : その P H S 事業者の契約約款に定めるところによります。
(2) (略)			(2) (略)
2 (略)			2 (略)
<p>附 則 (令和 5 年 3 月 16 日経企第 4175 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>			